

連載

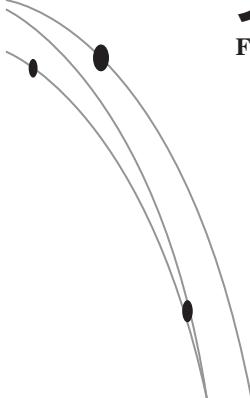
フィールド・アイ

Field Eye

ニュートンから——③

立教大学准教授 奥野 寿

Hisashi Okuno



■政権交代と NLRB 命令の変転

留学生活をはじめて程なくのころ、とある調査の関係で、他の方と共にウィスコンシン州にある連邦地方裁判所所属の判事の方を訪ねる機会があった。当該判事とそのスタッフの方々を交えてインタビューに応じていただいた後、その判事の方に、当日の夕方、ウィスコンシン大学マディソン校（同校は裁判所から歩いて20分ほどのところにある）で法律関係のセミナーがあり、自分も傍聴するので一緒に来ないか、と誘われた。予定が空いておりせっかくということで一緒にさせてもらったところ、これがなかなか興味深いものであった。何が興味深かったかというと、（残念ながらセミナーの内容ではなく）当該セミナーが同州出身の元上院議員の資金提供で開催されており、当該元上院議員が基調報告者を務め、政治関係者が数多く訪れていたという、ある意味政治的社交場のような観を呈しており、そのような場に、判事も加わっている（誘ってくださった判事に加えて、ウィスコンシン州最高裁判所の判事の一人も参加していた）、という点である。当該判事と親しい、同行していた同僚の言うところによると、当該判事はこういった場への参加や政治的な動向の把握について積極的であるという。日本の裁判官がどのようにあるかについては知らないが、判事と政治との距離が近いと感じたのを覚えている。

このような判事と政治との距離の近さは、判事の交代（特に、連邦最高裁判事の交代）と判例の変遷という点にも見られる。例えば、連邦最高裁は、1973年に人工妊娠中絶を制限する州法を違憲とする判断を下していたが、Bush 政権下において、2005年に連邦最高裁判所の Rehnquist 首席判事が死去したことに伴

い、その後任として連邦控訴裁判所の判事であった Roberts 判事が任命され、また、既に引退を表明していた O'Connor 判事の後任として 2006 年に Alito 判事が任命されたことにより、保守派と目される判事が優勢を占めるようになり、2007 年には、部分的に人工妊娠中絶を制限する連邦法を合憲とする判断を下している。大統領が連邦最高裁判事を任命する仕組みの中、保守派・リベラル派の構成比が変わることで判例の傾向にもその影響が現れるというわけである。

このように、政権の交代により判断に変化が生じる例は、労働法の分野においても見ることができる。代表選挙の実施・不当労働行為の審査を行う全国労働関係局（National Labor Relations Board, NLRB）の中核に位置する、局委員会（Board）の判断において、政権の交代による判断の変転が見られるのが、それである。

局委員会の委員（5名）も、連邦最高裁の判事と同様に、大統領により任命される（上院の承認を要するが、休会中の任命（recess appointment）により一時的に職に任じられることもある）。委員の任期は5年であり、かつ、毎年1名の委員が任期切れを迎えるような形で、互いに任期がずれている（staggered）ため、委員の任命が必要となる状況は比較的頻繁に生じる（なお、現実には、各委員の任期がきれいに1年ずつずれているわけではなく、かなり不規則である）。そのため、大統領の交代により、局委員会の委員の支持政党構成も、通常変化する。近年の構成をみると、1993年11月末に Raudabaugh 委員（共和党）が任期切れを迎えて以降、共和党を支持する委員は多数派の地位を失い、1994年1月、Truesdale 委員（民主党）が任命されて以降、Clinton 大統領の下で、民主党を支持する委員が多数派を構成する状態が長らく続いている（なお、慣例として委員の任命にあたってはいずれかの政党を支持する委員が3名を超えないこととされている）。2001年の Bush 政権発足後もしばらく民主党を支持する委員が多数を占める状態が続いていたが、2002年1月に共和党を支持する委員を2名任命して以降、共和党を支持する委員が多数派を構成する状態が続いている。

そして、局委員会が、どの大統領によって任命された委員から構成され、あるいは委員がいかなる支持政党構成となるかに違いが生じる中で、いくつかの論点において、判断が二転三転する現象が生じている。

近年におけるこの例の一つは，“Weingarten Rights”の、非組合員への拡張をめぐる局委員会の判断の変転である。“Weingarten Rights”は、懲戒処分のための事情聴取に際して、被用者が、使用者に対して、組合代表者の同席を要求できる権利を指す（連邦最高裁が、NLRB v. J. Weingarten, Inc.(420 U.S. 251 (1975))で、使用者がこれを拒否することは不当労働行為に該当するとの NLRB の判断を支持したため、この名がついている）。その後、この権利は、交渉代表たる組合が存在しない状況下で、非組合員が同僚被用者の同席を使用者に求める場合にも認められるか否かが争われるようになった。1982 年に下された Materials Research Corp. 事件 (262 N.L.R.B. 1010 (1982)) は非組合員への拡張を肯定したが、その 3 年後、いずれも Reagan 大統領の下で任命された委員 3 名（共和党支持 2 名、民主党支持 1 名）の判断は、拡張を否定する立場を示した (Sears, Roebuck & Co. 事件 (274 N.L.R.B. 230 (1985)))。同様に、E.I. du Pont de Nemours 事件 (289 N.L.R.B. 627 (1988)) でも、Reagan 大統領の下で任命された委員 4 名（共和党支持 2 名、民主党支持 2 名）により、拡張否定の立場が示されている。拡張を否定する判断は、2000 年まで維持されていたが、同年、いずれも Clinton 大統領の下で任命された 5 名の委員（民主党支持 3 名、共和党支持 2 名）からなる局は、Epilepsy Found. of Northeast Ohio 事件 (331 N.L.R.B. 676 (2000)) で再び拡張を肯定する立場に転じた。しかし、その後、Bush 大統領が任命した 3 名の委員（いずれも共和党支持）が多数を占めるに至った局は、2004 年に、IBM Corp. 事件 (341 N.L.R.B. 1288 (2004)) で、再び拡張を否定する立場に転じている。

同様に、近年における判断の変転の例として、派遣労働者等の外部労働力を受け入れている場合における、交渉単位の画定に関する論点が挙げられる。問題は、派遣元・派遣先双方の「共同使用者 (joint employer)」とされる派遣労働者等が、就労先の（派遣先のみが使用者である）労働者と同じ交渉単位に包摂されうるか否かという点である。NLRB は、Lee Hosp. 事件

(300 N.L.R.B. 947 (1990)) で、それまでの取り扱いを改め、このような交渉単位は複数使用者単位にあたり、双方の使用者の同意がない限り同一の交渉単位とすることはできないとの判断を示していた。ところが、2000 年の M. B. Sturgis, Inc. 事件 (331 N.L.R.B. 1298 (2000)) では、Clinton 大統領の下で任命された 4 名の委員（民主党支持 3 名、共和党支持 1 名）による判断において、そのような交渉単位は複数使用者単位に該当せず、使用者の同意がなくとも、同一の交渉単位に含まれうるとの判断を下した。ところが、その後、局は、H.S. Care LLC. 事件 (343 N.L.R.B. 659 (2004))（委員の構成は IBM Corp. 事件と同じ）で、再び Lee Hosp. 事件と同じ立場を示すに至っている。

NLRB の命令の 90% 以上は、委員の全員一致による判断が下されているといわれており、任命した大統領の違い・委員の支持政党構成の違いによる判断の変転がみられる論点は、若干にすぎない。もっとも、上述した論点を含めそれらには労使関係法上の重要な論点が含まれている。それら論点の考察にあたっては、あるいは、そもそも NLRB の位置づけを考えるにあたっては——NLRB は準司法的権限行使する機関と位置づけられているが、一部に関してはむしろ準立法的権限行使する機関と位置づけられるのではないか、という指摘もある——、政権交代に伴う委員の（政治的な）構成の変化が重要な影響を及ぼしている、という事実を認識しておくことが大切なように思われる。

（参考）

- NLRB（の局委員についてのページ）
http://www.nlrb.gov/about_us/overview/board/ind-ex.aspx
- Ronald Turner (2006) *Ideological Voting on the National Labor Relations Board*, 8U. Pa. J. Lab. & Emp. L. 707

おくの・ひさし 立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授。最近の主な著作に「米国労使関係法における『単一使用者』・『共同使用者』法理」立教法学 73 号 281 頁 (2007 年)。労働法専攻。